

堺市告示第205号

令和3年5月7日付け堺市告示第184号により告示した災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項及び第49条の7第1項の規定に基づく、指定緊急避難場所及び指定避難所（福祉避難所）の指定に係る告示について、次のとおり訂正する。

令和3年5月17日

堺市長 永藤英機

訂正箇所	訂正内容	
告示文	訂 正 前	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項及び第49条の7第1項の規定に基づき、次のとおり各施設を指定緊急避難場所又は指定避難所（福祉避難所）として指定したので、同法第49条の4第3項（同法第49条の7第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。
	訂 正 後	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定に基づき、次の施設を指定緊急避難場所として指定したので、同法第49条の4第3項の規定により告示する。